

## 島根県の最低賃金が改正されます

**時間額 1,033 円（令和7年11月17日から）**

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に払わなければならないとする制度です。

このような最低賃金の引上げに向けて、「中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。」とされており、厚生労働省・経済産業省・中小企業庁では、生産性向上等の支援を行っています。

## ●業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

## ●キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

## ●IT 導入補助金

業務の効率化や DX の推進、セキュリティ対策のための IT ツール等の導入を支援します。

## ●中小企業省力化投資補助金（一般型）

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しします。

## ●ものづくり補助金

生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

## ●賃上げを後押しするその他施策

- 働き方改革推進支援助成金
- 人材開発支援助成金
- 人材確保等支援助成金 など

詳細は、下記パンフレットをご確認ください。

**厚生労働省・経済産業省・中小企業庁パンフレット****島根労働局「業務改善助成金」パンフレット**